

学校魅力化フォーラム ～行政説明～

文部科学省 初等中等教育局



文部科学省

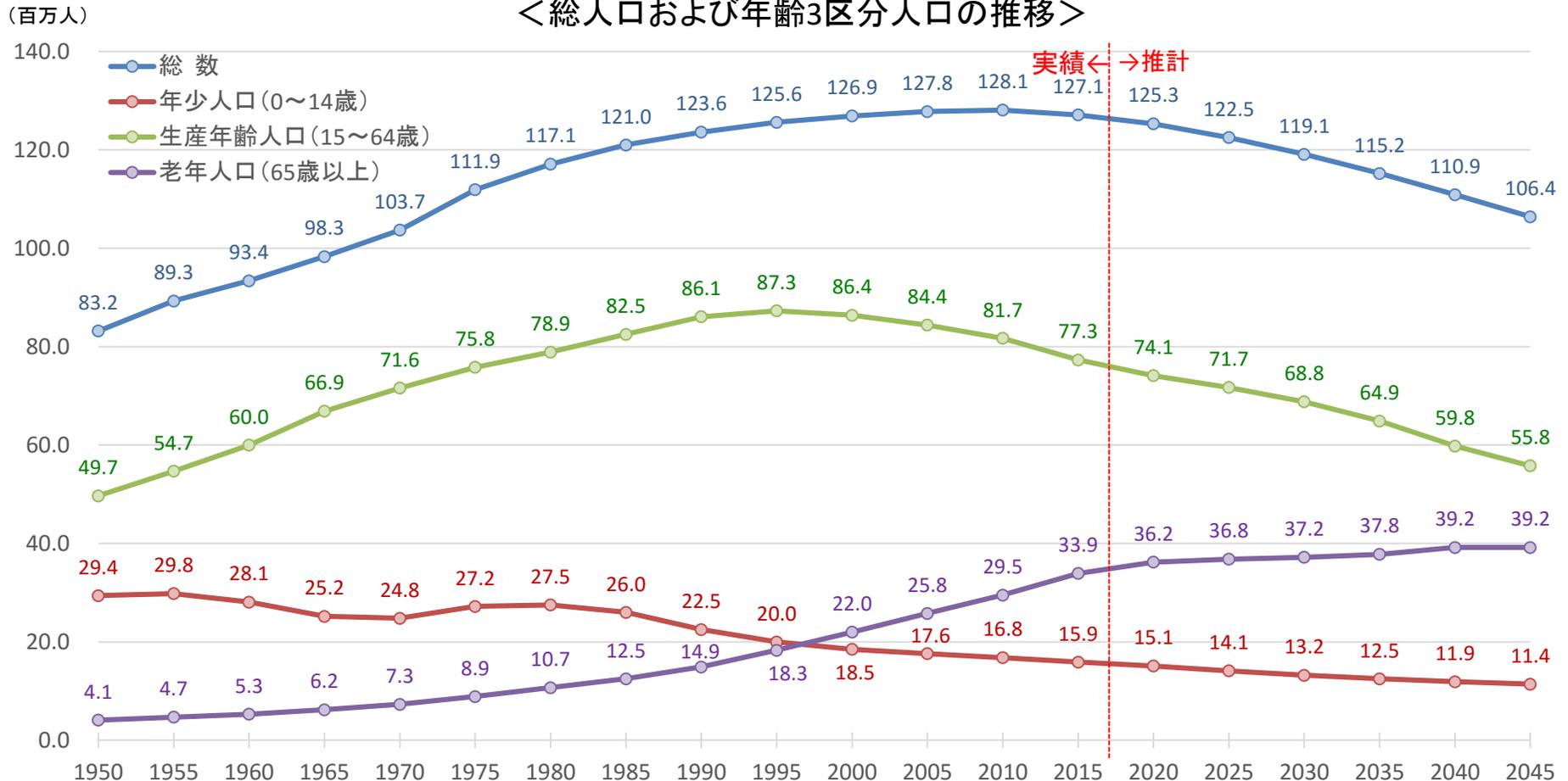
概要

- 1 公立小・中学校を取り巻く状況の変化
- 2 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方
(令和の日本型学校教育)
- 3 持続的で魅力ある学校教育のための文部科学省における取組み
 - (1) 基本的な考え方、教職員加配関係
 - (2) 学校施設関係
 - (3) 遠隔教育関係
 - (4) コミュニティ・スクール関係

1 公立小・中学校を取り巻く状況の変化

人口推移の予測

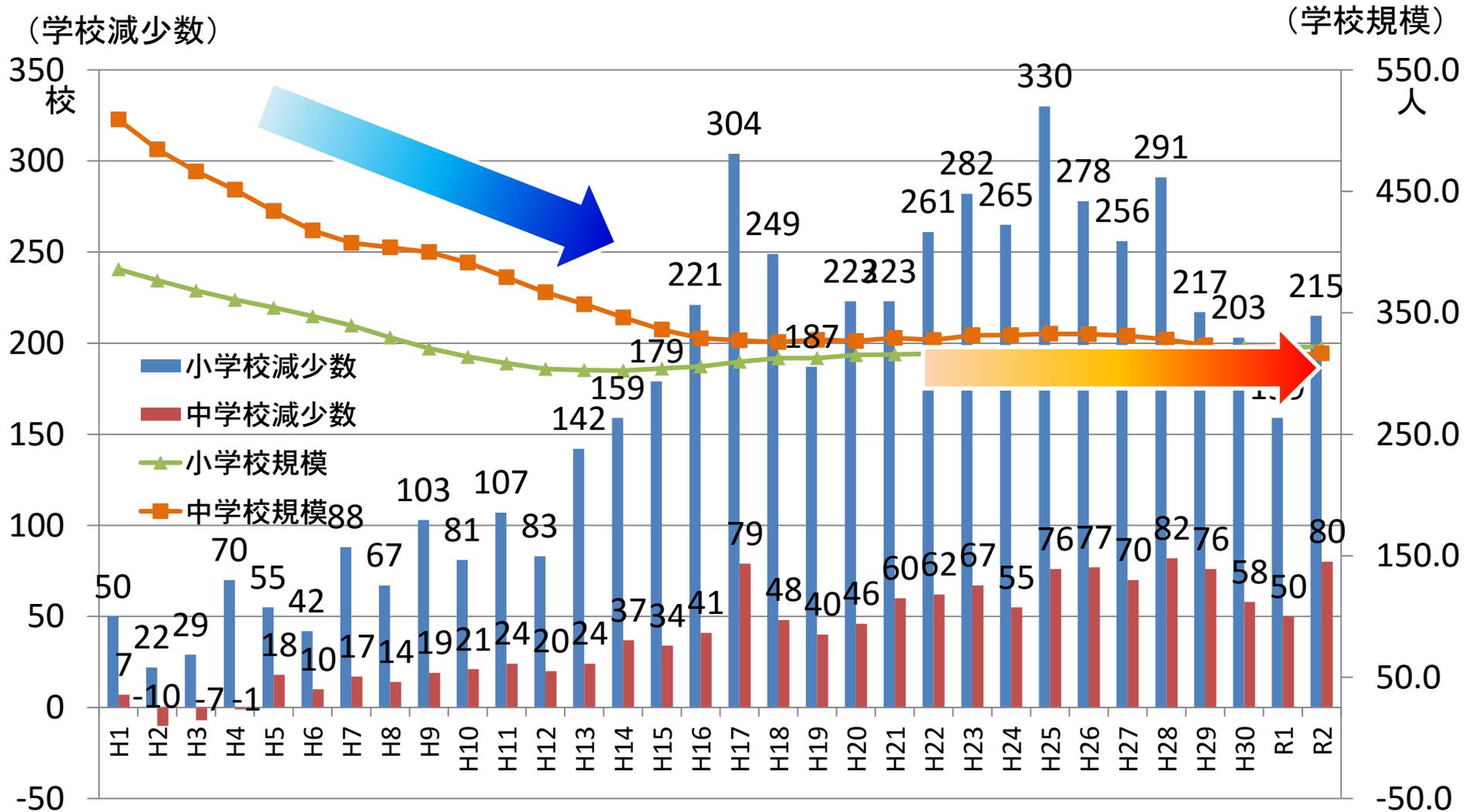
○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度と推計されている。
 年少人口(14歳以下)についても1980年頃から減少の一途を辿っている。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」（出生中位(死亡中位)）
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

近年の学校増減数と学校規模の推移

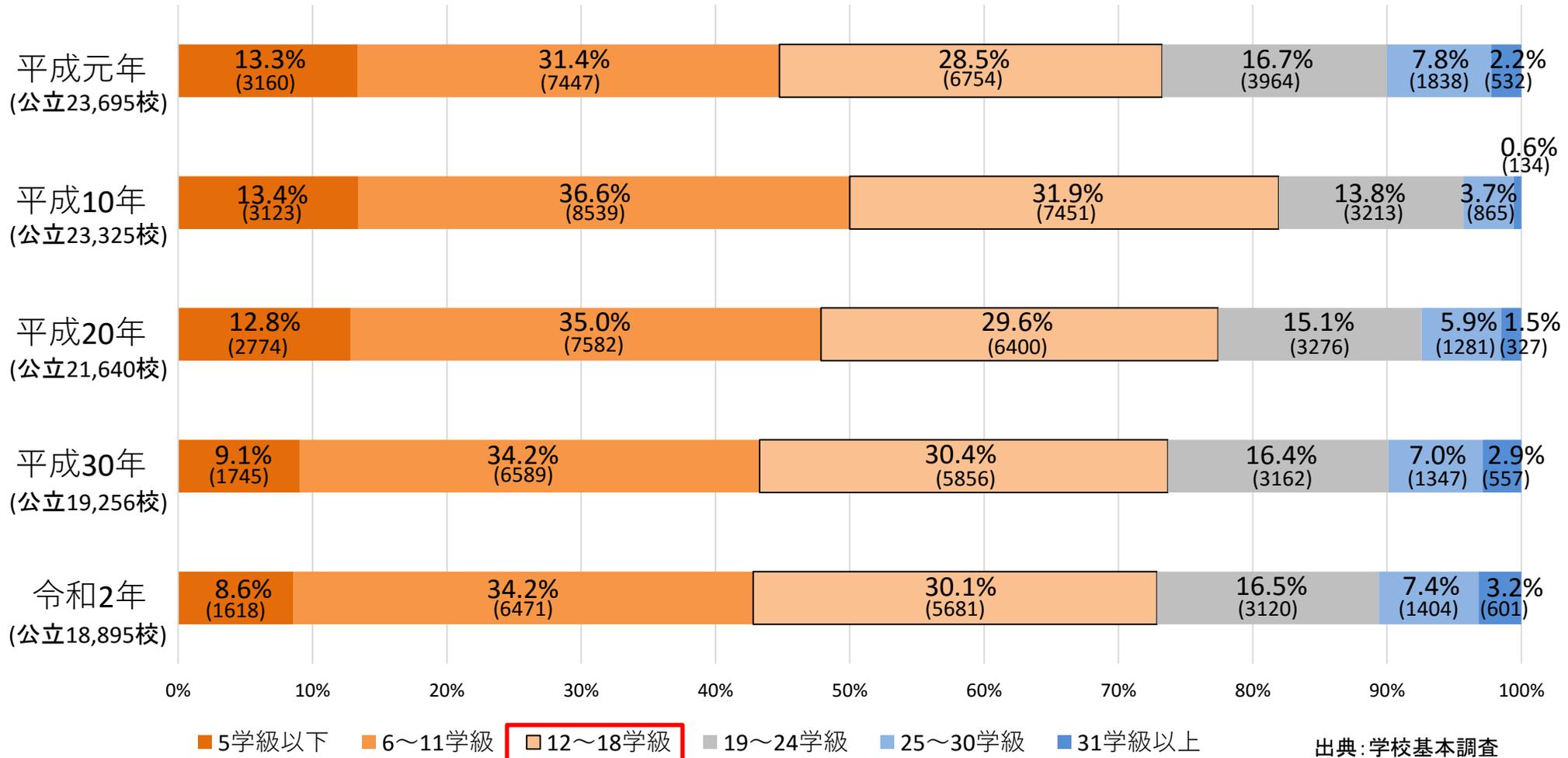
○ 小中学校ともに、毎年学校数は減少しており、平均的な学校規模については、近年、一校当たりの児童生徒数が300人程度で横ばいに推移している。



※公立の小中学校の推移。 ※分校も1校と数える。

公立小学校の学級規模別学校数 (割合) の推移

○ 複式学級が生じ得る5学級以下の割合は次第に減少し、令和2年度は10%を下回る。
また、標準規模である12～18学級の学校は、全体の約3割となっている。



標準規模

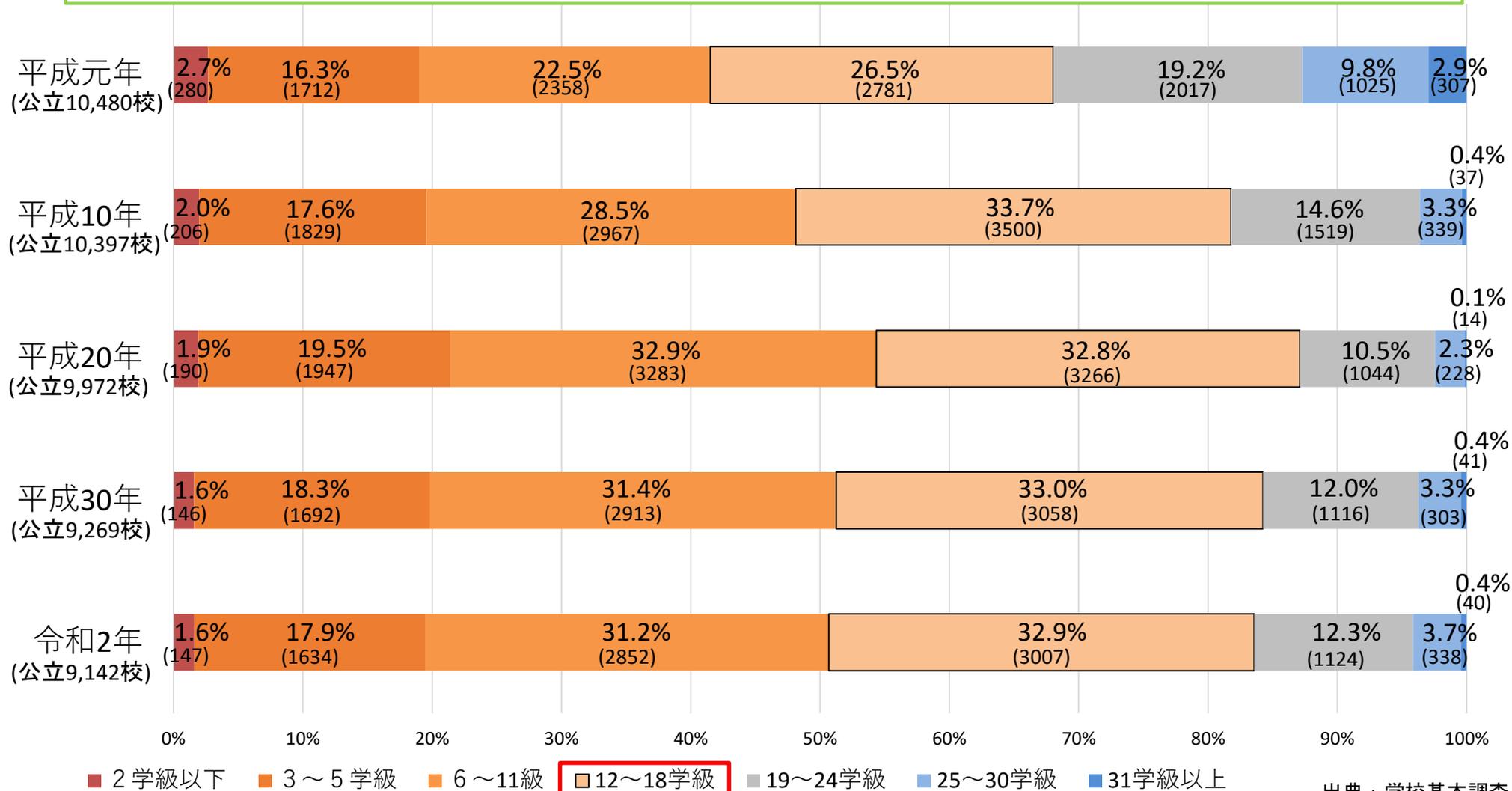
※グラフ中()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない ※特別支援学級を含む

【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の学級規模別学校数 (割合) の推移

○ 複式学級が生じ得る5学級以下の割合は徐々に減少している。
また、標準規模である12～18学級の学校は、全体の約3割となっている。



出典：学校基本調査

標準規模

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※グラフ中()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない ※特別支援学級を含む

2 人口動態等を踏まえた学校運営や 学校施設の在り方 (令和の日本型学校教育)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】 <抜粋>

第Ⅰ部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

7. 新時代の学びを支える環境整備について

(1) 基本的な考え方

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時であっても全ての子どもたちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る

(2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適した教室環境や教師のICT環境の整備
- 学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用促進
- 「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化

(3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 「1人1台端末」の活用等による児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向け、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備を計画的に整備

(4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- 学校健康診断及びその結果の電子化の促進は、心身の状況の変化への早期の気付きや、エビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実等のほか、働き方改革にも有効
- PHR (Personal Health Record) の一環として、学齢期の健康診断情報を電子化し、生涯にわたる健康づくり等への活用に向けた環境整備

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子どもたちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
- 義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合、分校の活用、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置等による学校・学級規模の確保
- 少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化

② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開

③ 中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 子どもたちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

3 持続的で魅力ある学校教育のための 文部科学省における取組み

(1) 基本的な考え方、教職員加配関係

1 基本的な考え方と手引の位置付け

- (基本的な考え方)
- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
 - 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
 - コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

- (手引の位置付け)
- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
 - 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

| | |
|---------------------|----------------------------|
| (学校運営上の課題) | (児童生徒への影響) |
| ・クラス替えできず人間関係が固定化 | ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい |
| ・集団行事の実施に制約 | ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい |
| ・部活動の種類が限定 | ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等 |
| ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等 | |

【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される

⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される

市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
・スクールカウンセラー等の派遣
・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用
・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

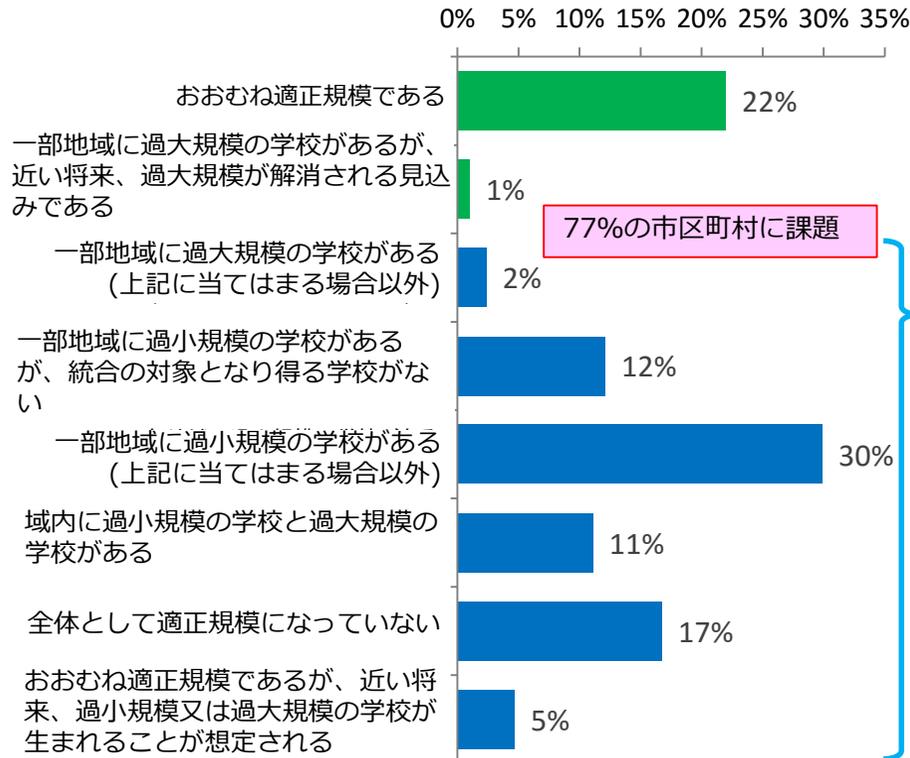
○モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

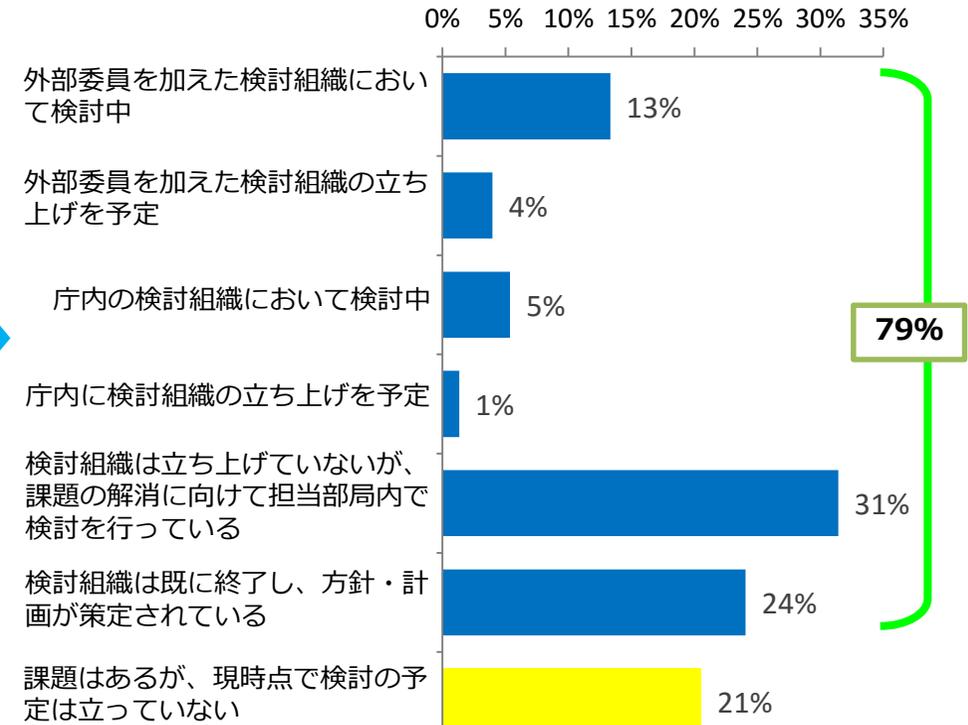
平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2016(平成28)年度 58% ➡ 2018(平成30)年度 79% ➡ 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

※ 調査対象/調査時点:全市区町村/平成30年8月1日、全都道府県/平成30年10月22日

■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件（689校 → 283校）

【統合して開校した年度】

- ・平成29年度 127件
- ・平成30年度 148件
- ・その他（複数年度に渡って計画的に統合した事例） 2件

～参考～

| | |
|--------|------|
| 平成26年度 | 216件 |
| 平成27年度 | 202件 |
| 平成28年度 | 221件 |

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97件 → 統合後 203件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 36%
20分以上30分未満 30%
- ・中学校 30分以上40分未満 41%
40分以上50分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20%
- ・改修+増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したものの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140件
平均 134,241万円
- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件
平均 2,274万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

【中学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%

- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点からの人事面での措置 52%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 85%

- (内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ボートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%

- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
- ・きめ細かな指導の徹底 81%
 - ・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%
 - ・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%
 - ・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%

- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策（教職員加配（R4要求））

①義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（R2創設） 351人

少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備や中学校教師による小学校高学年における専科指導の推進の観点を踏まえ、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
- ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。

②統合加配（H26創設） 460人

学校統廃合により学級数が減少する場合に教職員定数の減少を緩和する加配定数を措置。

※ 小学校の場合は統合前1年～統合後5年目までの7年間、
中学校の場合は統合前1年～統合後2年目までの4年間、活用が可能。

③小規模校への教員定数の加配（H27創設） 85人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援

該当する学校群の要件

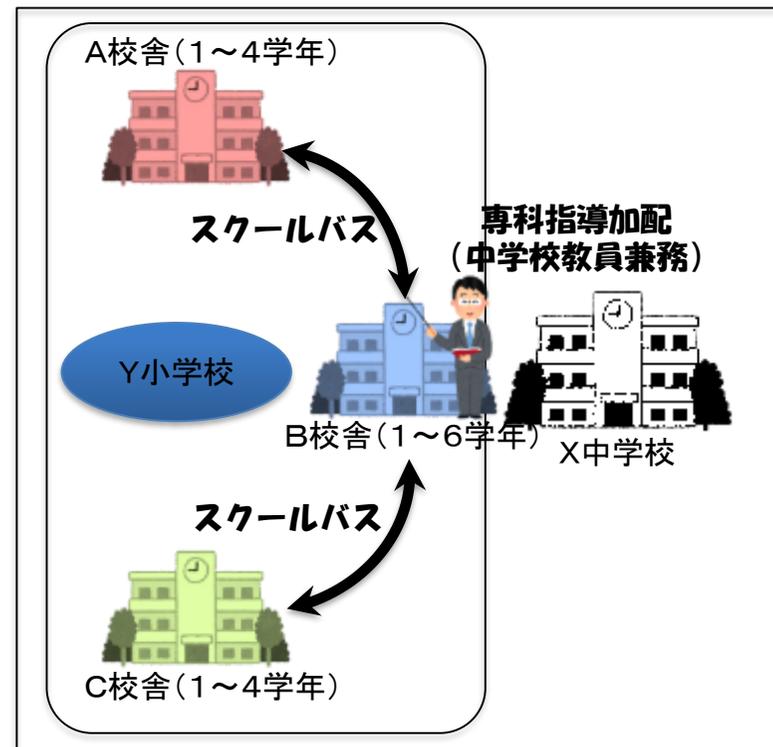
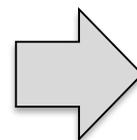
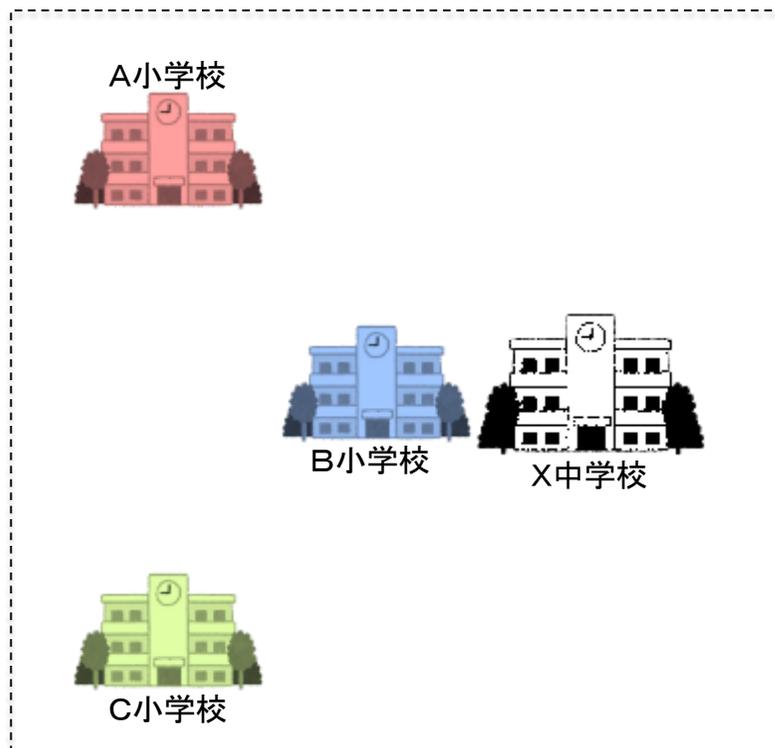
- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

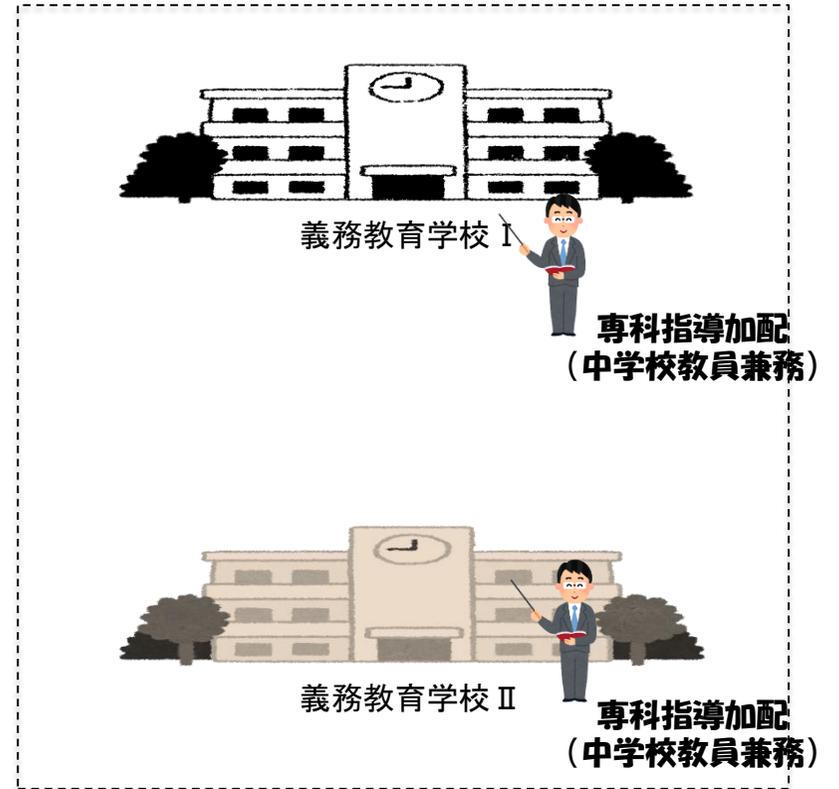
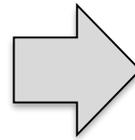
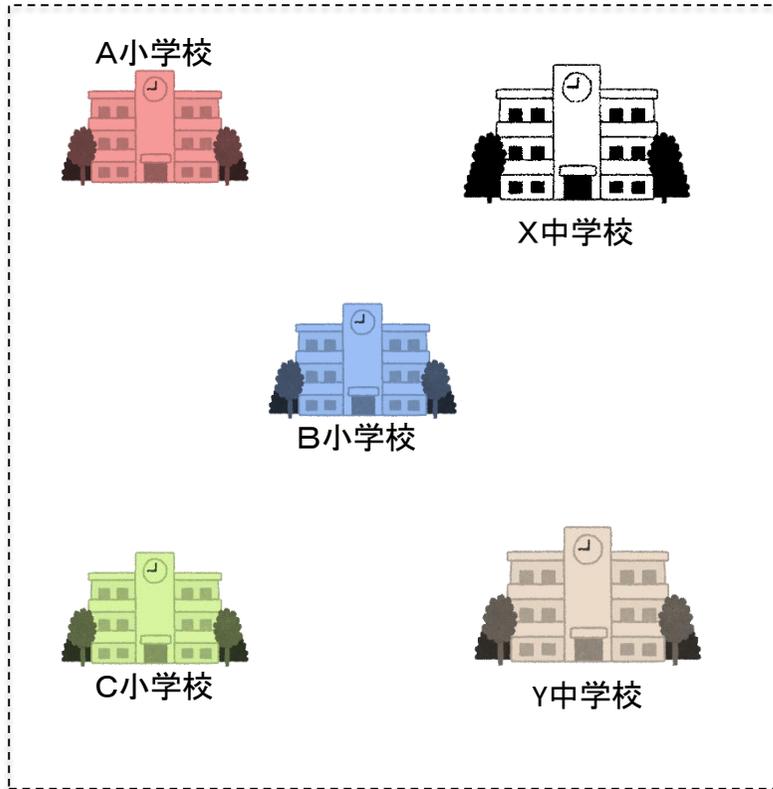
<加配> 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。

<スクールバス> 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に専科指導を導入する例



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費 619百万円 (597百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費 1,236百万円 (1,305百万円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円 (238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円 (204百万円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、保健管理費 等

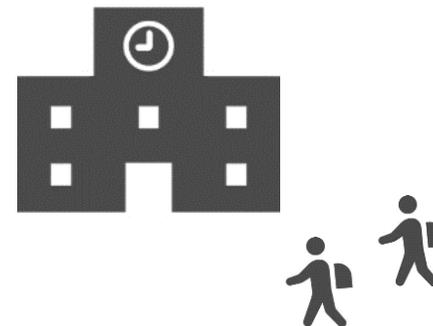
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

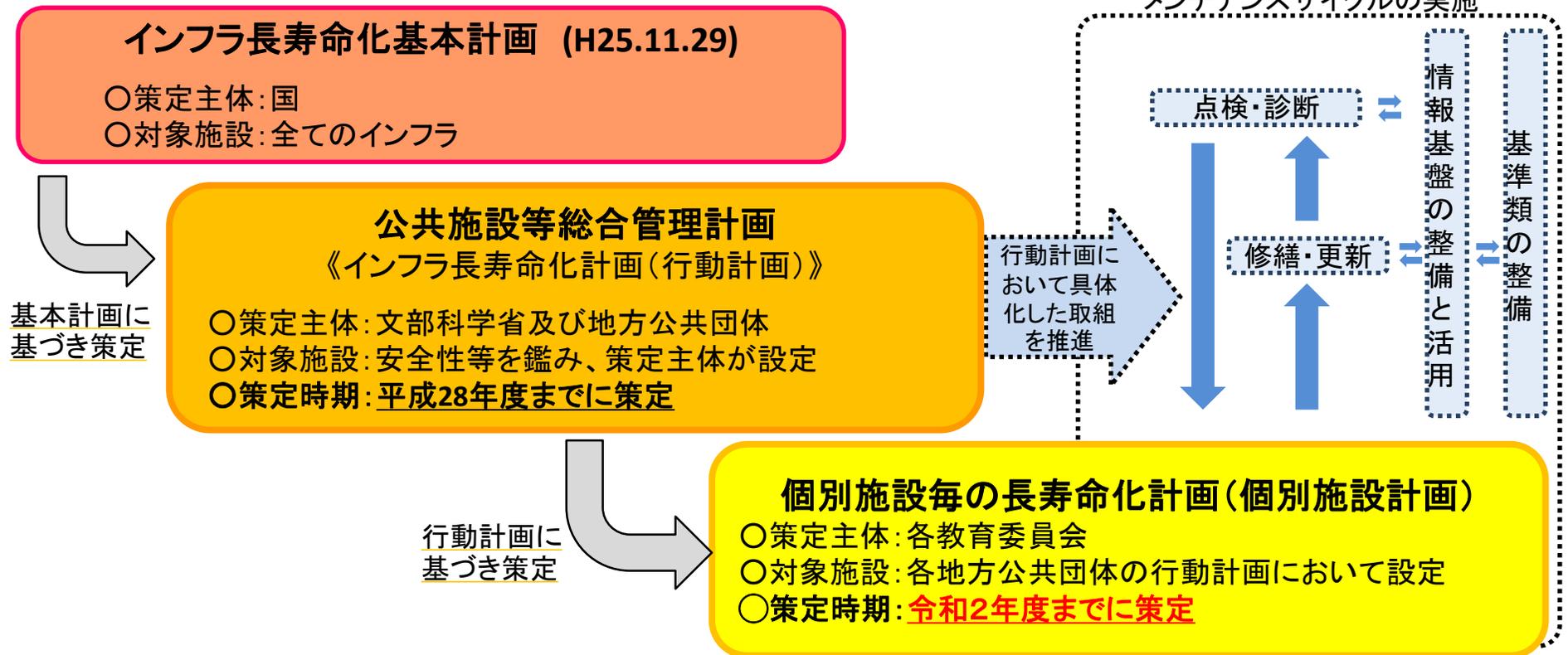


3 持続的で魅力ある学校教育のための 文部科学省における取組み (2) 学校施設関係

インフラ長寿命化基本計画について

- 国、地方公共団体等が丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、各地方公共団体等が「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定する。
- 学校施設の個別施設計画は、児童生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、**限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る**など、**戦略的に施設整備を進める点で重要なもの**。

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

計画策定後の取組について

個別施設計画の策定後も、最新の教育動向や地域の実態に応じて、**随時更新し、計画的・効率的な施設整備を進めていくことが重要。**

- ➔ 統廃合の方針が決定した場合は、その内容を反映
- ➔ 改築から長寿命化改修へのシフトに加え、他の公共施設との複合化・共有化などの方針を反映 等

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
(答申) (令和3年1月26日 中教審)

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

<参考>

- 「～最新の教育動向や地域の実情を踏まえて～学校施設の個別施設計画（ネクストステージ）事例集」（令和3年3月）
→ 最新の教育動向や地域の実態に応じて個別施設計画の見直しを行う際に資するよう、先進的な取組事例を収集し、そのノウハウ等を紹介
- 「地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究報告書（ガイドライン）」（令和3年5月）

「地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究報告書（ガイドライン）」の公表について（概要）

- 各自治体において持続的で魅力ある学校教育の実施のための学校配置や施設の維持管理等に係る検討を行う際に留意することが望ましいと考えられる事項等についての調査研究報告書（株式会社ファインコーポレート研究所）を文部科学省ウェブサイトに掲載いたしましたので、積極的にご参照ください。（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/1420015_00007.htm）

本報告書のポイント

- インフラ長寿命化基本計画（平成25年インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、各地方公共団体において、公共施設等総合管理計画や各個別施設計画（学校施設の長寿命化計画等）が策定されているところ、今後計画の見直しにあたっては、「横断的実行計画」（※）の策定により、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要。

（※）必ずしも新規計画の策定である必要はなく、個別施設計画（長寿命化計画）や総合管理計画等、既存の計画を発展的に改定することでも策定可

- 本報告書においては、各地の自治体における取組事例等を紹介しながら、以下の観点を踏まえた横断的実行計画の策定手法を提案。

- ① 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の分析
- ② 人口動態を踏まえた学校規模の適正化・適正配置
- ③ 管理運営・施設の維持管理の見直し、他の公共施設との複合化・共用化
- ④ 部局横断的な検討体制の構築（情報の一元化）
- ⑤ 横断的なコストの最適化
- ⑥ 基礎自治体の独自基準の設定
- ⑦ 防災・衛生・セキュリティ

【参考】「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

令和3年1月26日 中央教育審議会

2 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

- ① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

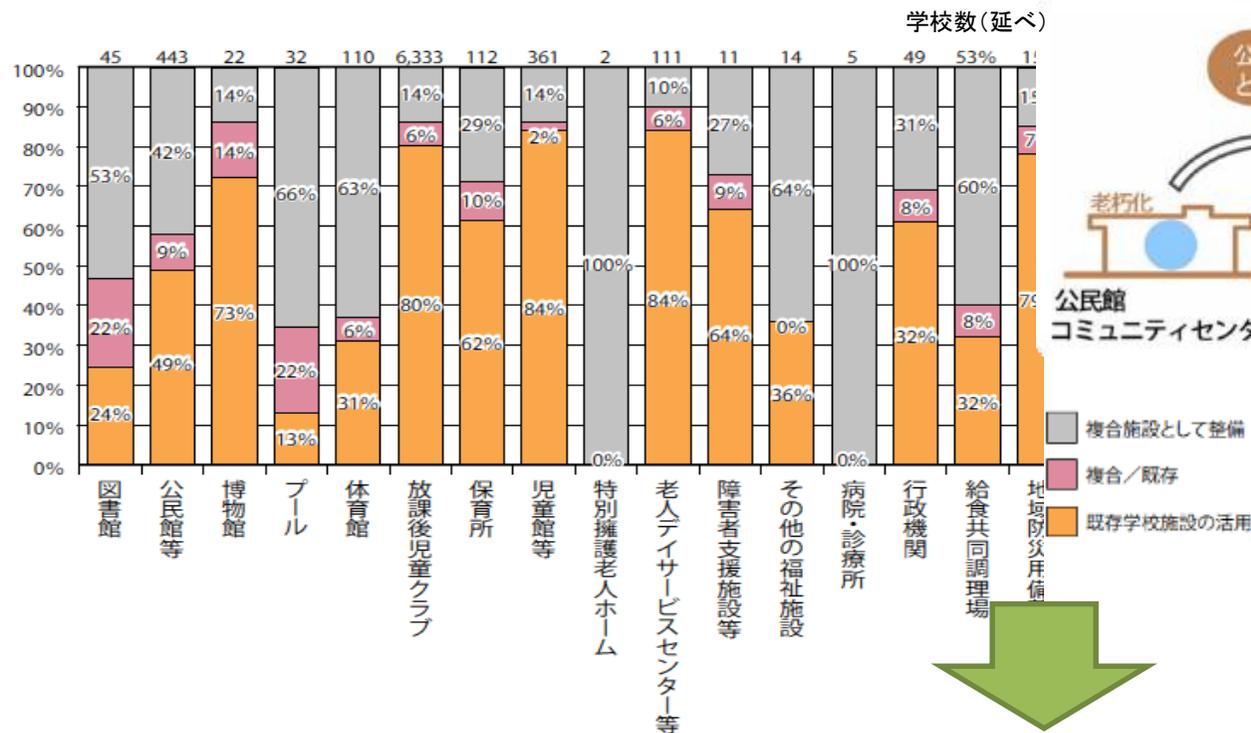
○ 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。

その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ、公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、**施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながる**ことが期待される。

既存学校施設を活用して複合化したものの割合



学校施設と他の公共施設等との複合化イメージ



「学校環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)より

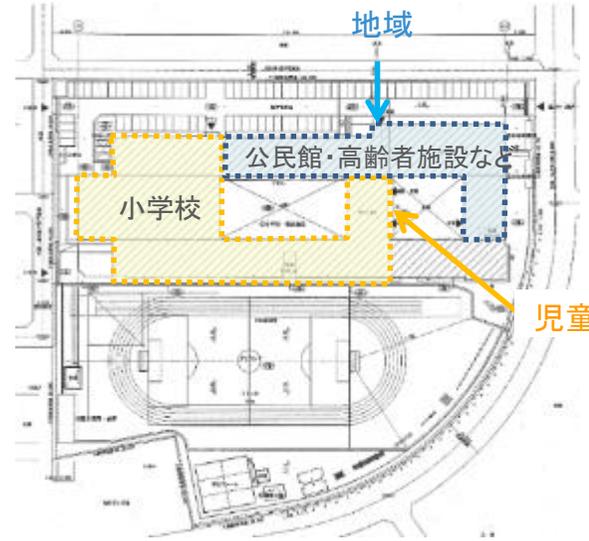
個別施設計画を実行性のあるものとするためには、**少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させる**ことが重要。

埼玉県吉川市立美南小学校

(老人福祉施設、子育て支援センターとの複合施設)



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭



施設整備の背景

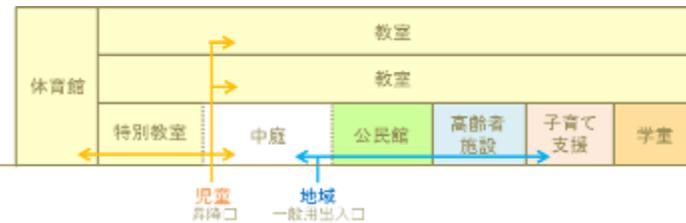
* 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

管理・運営の体制

| 施設 | 所管 | 管理・運営 |
|-----------|-------|---------|
| 小学校 | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 公民館 | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 老人福祉施設 | 市長部局 | 社会福祉協議会 |
| 子育て支援センター | 市長部局 | NPO法人 |
| 学童保育 | 市長部局 | 市長部局 |



- 学校規模／17学級527名
(特別支援学級／2学級 (5名))
- 複合施設 (床面積)／
小学校 (8,134㎡)
公民館 (299㎡)
高齢者ふれあい広場 (182㎡)
子育て支援センター (105㎡)
学童保育室 (358㎡)
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造 地上3階



公共施設の整備

- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・ 地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・ 小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備



- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、多世代が集う地域の交流施設とした
- ・ 各公共施設を単体で整備するよりも、財政的な負担が軽減

施設の配置・動線

- ・ 地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をやすくしている。
- ・ 1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。



地域利用者の一般出入口には受付を設けている



子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備 (左: 子育て支援センター、右: 学童保育室)

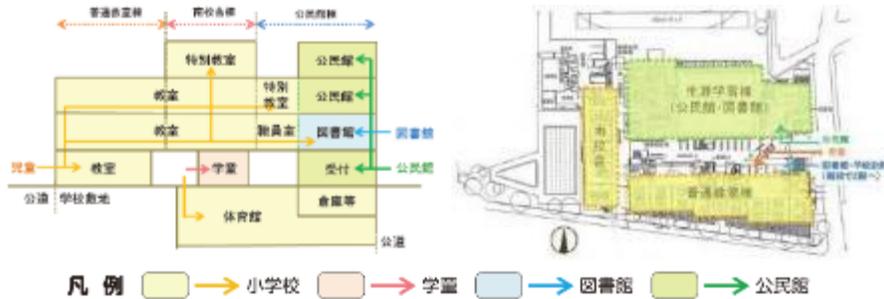


埼玉県志木市立志木小学校

(公民館、図書館との複合施設)



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ



施設整備の背景

- * 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- * 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- * 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強をし残すこととした。

○管理・運営の体制

| 施設 | 所管 | 管理・運営 |
|---------|-------|-------|
| 小学校 | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 公民館 | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 図書館 | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 学童保育クラブ | 市長部局 | 市長部局 |



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並ぶ

- 学校規模 / 22 学級 677 名 (特別支援学級 2 学級 7 名)
- 複合施設 (床面積) / 小学校 (10,489㎡) 公民館 (1,704㎡) 図書館 (1,034㎡)
- 整備時期 / 平成 15 年
- 構造 / SRC 造地下 2 階地上 4 階

○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・ 小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能 (本の貸出しだけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。)
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・ 音楽室やPC ルーム、ホール等は共有で使用
- ・ 小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援



- ・ 公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上
- ・ 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人が目で見守るという方針で運営

<背景>

- ・ 地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である (防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている)
- ・ ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・ 教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている



- ・ ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている



見通しのよいガラス張りの校舎



公民館の入口にある受付で28利用者を確認

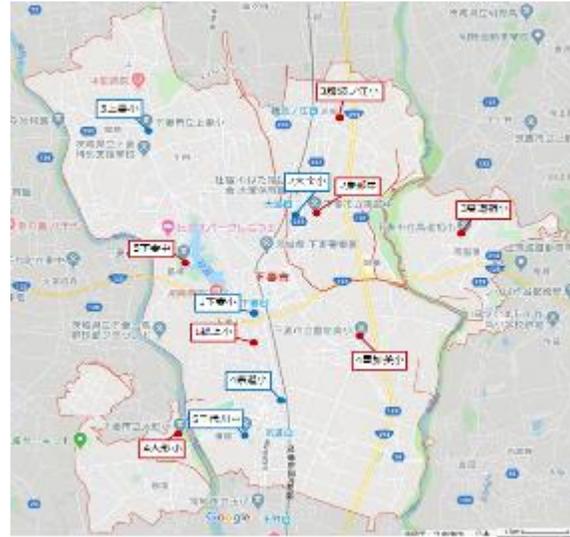
茨城県 下妻市 (プールの共用化)



<茨城県下妻市データ>

- 人口 約4.18万人
- 学校数 小学校9校
中学校3校
(令和2年1月時点)

【学校所在地からプールを保有・維持する学校を選定】



共用化の背景

- * 下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎えようとしていた。
- * 校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、地震補強事業や改築事業を実施するとともに、大規模改修事業を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
- * プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)の各校におけるプールの稼働率についても低かったため、プール施設のあり方についての検討が必要となっていた。

【集約前】 平成30年5月時点

| 校名 | 児童数 | 学級数 | 建設年 | 稼働率 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 下妻小 | 590 | 20 | S46 | 57% |
| 大宝小 | 226 | 8 | S57 | 23% |
| 騰波ノ江小 | 124 | 6 | S44 | 17% |
| 上妻小 | 305 | 12 | S44 | 34% |
| 総上小 | 120 | 6 | S45 | 17% |
| 豊加美小 | 144 | 6 | S45 | 17% |
| 高道祖小 | 205 | 6 | S56 | 17% |
| 宗道小 | 311 | 12 | S47 | 34% |
| 大形小 | 169 | 6 | S46 | 17% |
| 下妻中 | 560 | 16 | -※ | 46% |
| 東部中 | 355 | 11 | S47 | 34% |
| 千代川中 | 244 | 7 | H11 | 20% |
| 平均 | 280 | 10 | | 28% |

【共用化に向けた学校の組合せ】

【集約後】 共同利用の組合せ

| 基幹校 | 利用校 | 稼働率 | 番号 |
|------|---------------|-----|----|
| 下妻小 | 総上小 | 74% | 1 |
| 大宝小 | 東部中 | 57% | 2 |
| 上妻小 | 騰波ノ江小 高道祖小 | 68% | 3 |
| 宗道小 | 大形小 豊加美小 | 68% | 4 |
| 千代川中 | 下妻中 | 66% | 5 |
| 平均 | | 67% | |

集約

○整備の方針

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校、他校のプールを利用する学校をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。

○工夫点

- ・プールを保有維持する学校5校(基幹校)については、稼働率や老朽化の度合いにより学校を選定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校(利用校)については、学校位置図を基に地理的に基幹校に近い学校を選定。



- ・地理的条件をクリアすることで無理のない共用化が実現
- ・各学校で維持管理するより財政的負担が軽減

○財政的効果

～保有している11校のプールから6校のプールを廃止し、5校に集約化～

【現状11プール】
30年間の整備費
約11.66億円
(①×11校)

30年間で
4.56億円削減

【5プールに集約】
30年間の整備費・運営費
約7.1億円
(①×5校 + ②×6校)

<1校あたりの必要な整備費・運営費>

| — | 費用の内容 | 単価概算 | 30年間概算 | — |
|-------------|----------------------------|---------|---------|---|
| プール維持に必要な費用 | 大規模改修費用 | 1億円/回 | 1億円 | ① |
| | 運営経費(メンテナンス、薬品、水質検査、水道料金等) | 20万円/年 | 600万円 | |
| 利用校に必要な費用 | バス費用 | 100万円/年 | 3,000万円 | ② |



プール保有の学校へ送迎バスで移動

人口動態等を踏まえた学校施設の在り方等について

- 人口動態等を踏まえ、
 - ・ 耐震化や老朽化対策などを通じて、子供たちの生命を守り、地域の避難所としての安全・安心な教育環境を実現する視点に加え、
 - ・ 将来的な財政負担の軽減に資する計画的・効率的な施設整備の視点も重要となる。

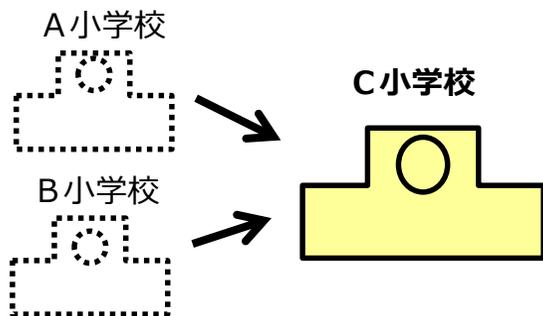
- このため、適正規模等の検討を踏まえた効率的な整備や、他の公共施設との複合化・共用化などを推進していくことが求められる。

- また、ポストコロナ時代も見据えつつ、今後の教育の在り方全体の議論を踏まえて、学校における感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくための施設環境を整えていくことが重要となってくる。

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

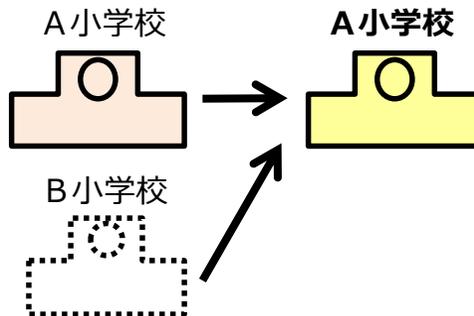
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



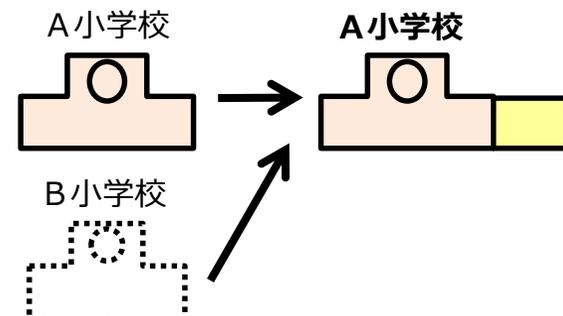
公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則1 / 2の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

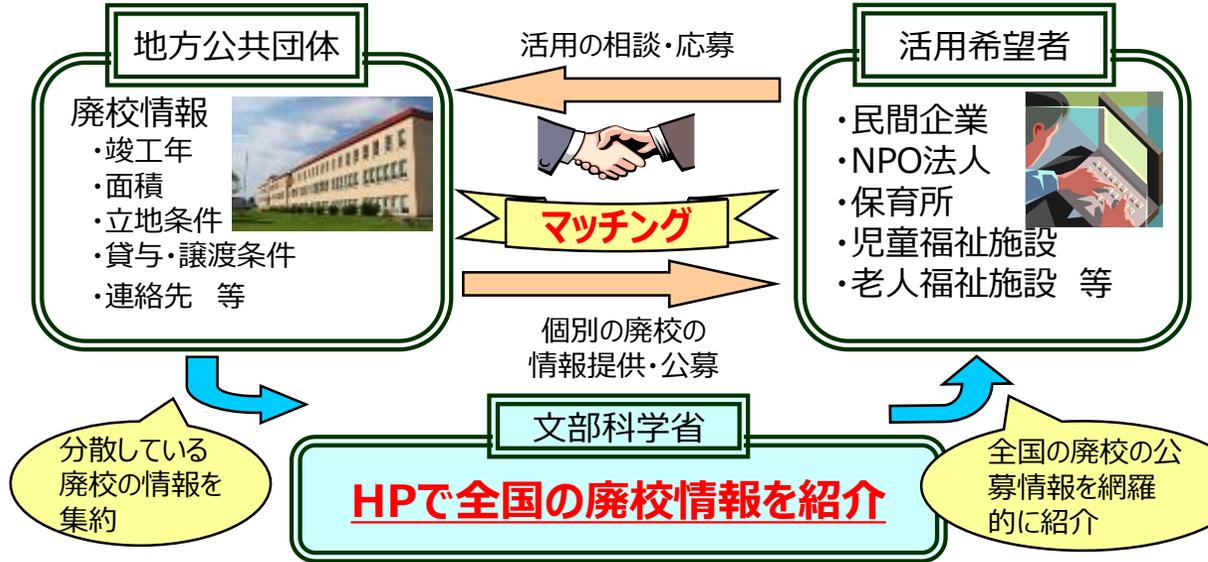
※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

| 学級数 | 種別 | 三基小等校 | 廃校年度 |
|-----|----|-------|------|
| 1 | 普通 | あり | 2018 |

| 所在地 | 竣工年 | 種別 | 面積 | 用途 | 備考 |
|---------|------|----|-------|-----|---|
| 長野県 上田市 | 2018 | 普通 | 1,200 | 児童館 | 地域の児童や家族が利用できるように、多目的に活用するための活用を希望している。 |

① 廃校施設活用事例集
～未来につなごう～ みんなの廃校プロジェクト

秋十郎大田原市 旧保良小学校
障害者福祉施設として活用 (北カリフォルニア)

廃校施設の活用事例集を作成。

① 廃校施設活用事例集
～未来につなごう～
みんなの廃校プロジェクト

② みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用
－企業活用編－

② 未来につなごう～ みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用編

菊池市 熊本県

3 持続的で魅力ある学校教育のための
文部科学省における取組み
(3) 遠隔教育関係

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



| | 従来型の遠隔授業 | 遠隔合同授業 |
|-----------|-------------------------------|--|
| 主な活動 | 遠く離れた児童生徒との交流 | 近隣の学校同士が合同で多数での授業を実施 |
| 実施頻度 | イベント的に実施 (年に1～数回程度) | 継続的・計画的に実施 (1年を通して実施) |
| 期待される主な効果 | ・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する | ・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する 等 |

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発言に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。

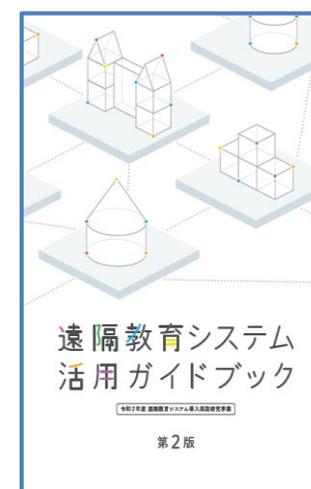


場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L T がない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。



遠隔学習導入ガイドブック&遠隔教育システム活用ガイドブック



- 遠隔学習に関する事前準備や指導方法、ICT機器の特長を生かした活用方法など初歩的なノウハウについてとりまとめ。
- 遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの集積・整理などをとりまとめ。

いずれも、文部科学省Webページに掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校 (受信側)

遠隔教育特例校

※配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

- 中学校
- 義務教育学校後期課程
- 中等教育学校前期課程
- 特別支援学校中学部

指定までの流れ

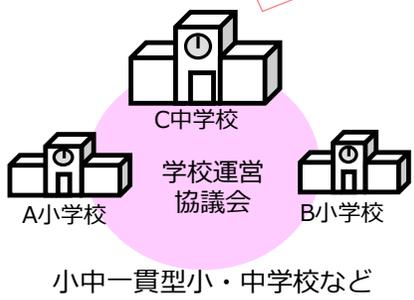
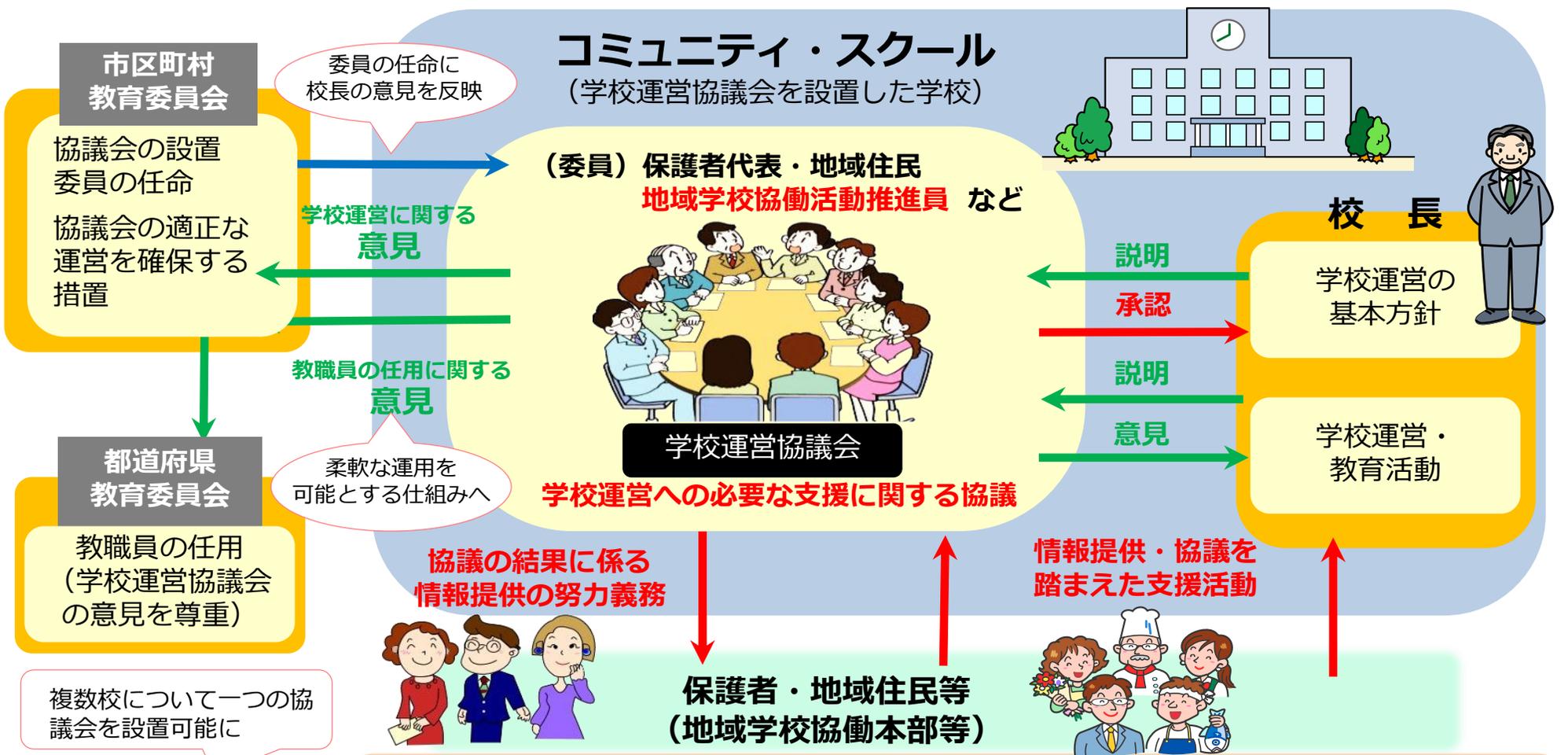


指定の要件

- 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- 送信側の教員が、授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと

3 持続的で魅力ある学校教育のための
文部科学省における取組み
(4) コミュニティ・スクール関係

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和4年度要求額・要望額
(前年度予算額)

8,548百万円
6,755百万円)



背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**学校と地域が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021
(令和3年6月18日閣議決定)
5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、…(略)

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。

(2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図るとともに**、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。

(3) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 件数・単価：10,000箇所（本部）× 78万円
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、**学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助**を行う。

補助を行う地域学校協働活動
● 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

例) 働き方改革等における以下の活動等を実施。

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 児童生徒の休み時間における対応
- ④ 校内清掃
- ⑤ 部活動の補助

● 地域における学習支援・体験活動(放課後等における学習支援活動等)

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

学校魅力化フォーラム ～行政説明～

文部科学省 初等中等教育局



文部科学省